

伊奈町技能功労者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永く同一の職種の職業に従事し、技能の向上、後進の育成等に貢献した技能者を表彰すること（以下「技能功労者表彰」という。）により、その社会的、経済的地位及び技術水準の向上を図ることを目的とする。

(技能功労者表彰の対象者)

第2条 技能功労者表彰を受けることができる者は、町内に居住し、かつ、主に町内において別表に掲げる職種の職業に従事する者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 技能者として、同一の職種（別表に掲げるものに限る。次条第1項において同じ。）の職業に30年以上従事し、かつ現在もその職種の職業に従事していること。

(2) 優れた技能を有し、かつ後進の模範となっていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、技能功労者表彰を受けることができない。

(1) 刑事事件に関し、刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

(2) 町税等の滞納がある者（納税誓約書に基づき納税を遵守している者を除く。）

(3) その他表彰することが適当でないと認められる者

(被表彰者の推薦)

第3条 技能功労者表彰は、同一の職種の職業に従事する者をもって組織される団体（以下この条において「技能職団体」という。）の推薦に基づき、これを行うものとする。

2 前項の規定により、技能職団体は、当該技能職団体に属する者のうちから技能功労者表彰の対象となる者を被表彰者として推薦することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者が前条の技能功労者表彰の対象となるときは、技能職団体以外の者がその者を、又は次に掲げる者が自らを被表彰者として推薦することができる。

(1) 別表に掲げる職種の職業であって技能職団体が組織されていないものに従事する者

(2) 別表に掲げる職種の職業に従事する者で技能職団体に加入していない者

4 前2項の規定による被表彰者の推薦は、伊奈町技能功労者推薦書（第1号様式）により行うものとする。

（被表彰者の決定）

第4条 町長は、前条の規定により、被表彰者の推薦があったときは、その内容を審査し、技能表彰者として表彰することを決定したときは、伊奈町技能功労者表彰決定通知書（第2号様式）により、被表彰者に通知するものとする。

2 前項に規定する被表彰者の決定にあたっては、伊奈町表彰規程（昭和63年規程第3号）第8条の規定により設置された表彰審査会への諮問は、要しないものとする。

（表彰の方法）

第5条 表彰は、表彰状に副賞を添えて被表彰者に授与することにより、行うものとする。

2 表彰に該当するものが表彰前に死亡したときは、表彰状及び副賞は、その遺族に授与する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。